

火災損害

【死者および負傷者】

- ・死者および負傷者とは火災現場において火災に直接起因して死亡した者または負傷した者
- ・**死者** 一火災により負傷した後48時間以内に死亡した者
- ・**30日死者**一負傷者のうち火災に起因する原因により48時間を経過して30日以内に死亡した者

【損害額の評価】

- ・火災の損害額は基本的に災した建物等の時価(原価方式)による。
- ①建物は規模・構造・仕上げ要素その他の状況に応じ、災における再建築費単価を算出し^{※1}、建物の耐用年数・経過年数・消耗の程度を考慮して、減価償却の方法による。
※1 取得時の価額に相当する建物を、現在新たに建築し直したとして、その価格を算出して用いる。
- ②車両・船舶・航空機・構築物・機械装置・器具・備品等は、取得価格を基準とし、耐用年数および経過年数に応じた減価償却の方法による。
- ③家具・じゅう器・衣類・寝具・器具・工具等は、取得価格・使用年数・使用状況を考慮して償却した価格による。
- ④書画・骨董品・美術工芸品・貴金属・宝石類は、社会通念上評価されている価格による。
- ⑤商品はり災時における販売価格による。
- ⑥製品・半製品は、原料または材料の価格に工賃を加算した減価による。
- ⑦原料・材料は、購入したものは仕入価格、自家製のものは原価による。
- ⑧再発行の可能な資格証明書等は再発行に要する費用による。
- ⑨データファイルは材料費および情報再入力に要した費用による。
- ⑩立木は立木の評価基準を参考とする。
- ⑪上記以外の物件はり災時の価格による。